

○可茂衛生施設利用組合職員の特殊勤務手当に関する条例

昭和 58 年 3 月 18 日
可茂衛生施設利用組合条例第 2 号

改正 昭和63年 8 月 12 日組合条例第 1 号 平成 8 年 12 月 24 日組合条例第 2 号
平成16年 3 月 18 日組合条例第 1 号 平成30年 3 月 15 日組合条例第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、可茂衛生施設利用組合職員の給与に関する条例（平成 7 年可茂衛生施設利用組合条例第 2 号）の規定に基づき、職員の特殊勤務手当に関し必要な事項を定めるものとする。

2 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務、その他の著しく特殊な勤務で給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められる業務に従事する職員に対し、その特殊性に応じて支給するものとする。

(特殊勤務手当の種類等)

第 2 条 特殊勤務手当の種類は、危険業務手当とする。

2 危険業務手当は、廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（平成13年厚生労働省基安発第20号）に規定するレベル 2 以上の保護具を使用し、炉内等において立会い、検査等の業務に従事した場合に支給する。

3 危険業務手当の額は、1 日につき 350 円とする。ただし、業務に従事した時間が 4 時間未満の場合は、手当の額に 100 分の 60 を乗じて得た額とする。

(支給方法)

第 3 条 特殊勤務手当の支給期間は、月の初日から末日までとし、その支給期間の特殊勤務手当は、その翌月の給料の支給日に支給する。

附 則

1 この条例は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

2 可茂衛生施設利用組合職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 46 年可茂衛生施設利用組合条例第 2 号）は、廃止する。

附 則（昭和 63 年 8 月 12 日組合条例第 1 号）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 63 年 4 月 1 日から適用する。

2 改正前の、可茂衛生施設利用組合職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて、この条例の施行日の前日までの間に支払われた手当は、改正後の可茂衛生施設利用組合職員の特殊勤務手当に関する条例の規定による手当の内払いとみなす。

附 則（平成 8 年 12 月 24 日組合条例第 2 号）

(施行期日)

1 この条例は、平成 9 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の可茂衛生施設利用組合職員の特殊勤務手当に関する条例の火葬手当の規定は、平成 9 年 1 月 1 日以降に従事する現業について適用し、同日前に従事した現業については、なお従前の例による。

附 則（平成16年 3 月18日組合条例第 1 号）

この条例は、平成16年 4 月1日から施行する。

附 則（平成30年組合条例第 5 号）

- 1 この条例は、平成30年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の可茂衛生施設利用組合職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、施行日以後の業務に係る特殊勤務手当について適用し、同日前の業務に係る特殊勤務手当については、なお従前の例による。